様式第七号の五（第十四条の十五関係）（平２建令４・全改、平６建令２・平22国交令12・平26国交令79・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）

| 3 | 7 | 0 |
|---|---|---|

# 宅地建物取引士証再交付申請書

年　月　日

知事　殿

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

電話番号（　　）　　－

| 受付番号 | 受付年月日 | 申請時の登録番号 |
|---|---|---|
| ＊ | ＊ | |

| 受講年月日 |
|---|
| ＊ |

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により，下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

| | |
|---|---|
| 住　所 | |
| （フリガナ）<br>氏　名 | |
| 生年月日 | 年　月　日 |
| 再交付を申請する理由 | １．亡失　２．滅失　３．汚損　４．破損　５．その他の事由 |
| | |

確認欄

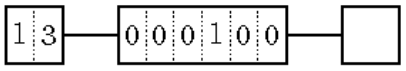
＊

備　考

①　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を記入すること。

（記入例）




［東京都知事登録第000100号の場合］

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 02 | 青森県知事 | 17 | 石川県知事 | 32 | 島根県知事 | 47 | 沖縄県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 18 | 福井県知事 | 33 | 岡山県知事 | 51 | 北海道知事（石狩） |
| 04 | 宮城県知事 | 19 | 山梨県知事 | 34 | 広島県知事 | 52 | 北海道知事（渡島） |
| 05 | 秋田県知事 | 20 | 長野県知事 | 35 | 山口県知事 | 53 | 北海道知事（檜山） |
| 06 | 山形県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 36 | 徳島県知事 | 54 | 北海道知事（後志） |
| 07 | 福島県知事 | 22 | 静岡県知事 | 37 | 香川県知事 | 55 | 北海道知事（空知） |
| 08 | 茨城県知事 | 23 | 愛知県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 56 | 北海道知事（上川） |
| 09 | 栃木県知事 | 24 | 三重県知事 | 39 | 高知県知事 | 57 | 北海道知事（留萌） |
| 10 | 群馬県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 40 | 福岡県知事 | 58 | 北海道知事（宗谷） |
| 11 | 埼玉県知事 | 26 | 京都府知事 | 41 | 佐賀県知事 | 59 | 北海道知事（オホ） |
| 12 | 千葉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 42 | 長崎県知事 | 60 | 北海道知事（胆振） |
| 13 | 東京都知事 | 28 | 兵庫県知事 | 43 | 熊本県知事 | 61 | 北海道知事（日高） |
| 14 | 神奈川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 44 | 大分県知事 | 62 | 北海道知事（十勝） |
| 15 | 新潟県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 63 | 北海道知事（釧路） |
| 16 | 富山県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 46 | 鹿児島県知事 | 64 | 北海道知事（根室） |

③　「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。

④　汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付すること。